

差止請求書

2017（平成29）年7月28日

〒220-0011

横浜市西区高島二丁目12番20号熊沢永代ビル

有限会社台企画

上記代表者代表取締役 田所 富貴子 殿

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

理事長 池本 誠司（弁護士）

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL 048-844-8972 / FAX 048-844-8973

担当 事務局長 岩岡 宏保



第1 差止請求について

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成されている特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定を受けております。

当会は、貴社に対し、消費者契約法第41条第1項の請求として、本差止請求書を差し出します（したがって、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後は、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができます）。

つきましては、本書面到達後2週間以内に、書面にて貴社の対応をご回答下さい。なお、本差止請求書および貴社からの回答の有無・内容等は消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

第2 請求の趣旨

貴社の使用する以下の約款中の条項について使用停止、もしくは適切な条項に修正することを求めます。

1 契約条項第8条（会員の義務と遵守事項）第13項

「交際相手とのトラブルについては自己責任とし、甲及び連盟は責任を負わないものとします。」

2 契約条項第17条（クーリング・オフ）

(1) 「乙がクーリング・オフ期間（契約日から8日間）内に契約の解除を申出た場合には、甲は無条件で契約を解除します。」

(2) 「クーリング・オフのお知らせ

1. 会員は入会申込身上書記入日を含む8日間を経過するまで、書面により、無条件に契約を解除する事ができる（この解除を「クーリング・オフ」といいます。」

3 契約条項第18条（中途解約）第2項

「役務提供開始後である場合、入会金から①、②と③の合計額を差引いた額を返還致します。

①入会金を契約期間で期間按分し算出した、経過月数分の費用。

②「契約の締結及び履行の為通常要する費用」として政令で定められた初期費用（3万円）。

③解約によって通常生ずる損害額として政令で定める額（2万円又は確定した契約残金の20%相当額のいずれか低い額）。」

第3 紛争の要点

1 請求の趣旨第1項について

契約条項第8条（会員の義務と遵守事項）第13項（以下「本条項1」といいます。）は、貴社契約者と交際相手との間にトラブルが生じた場合に、貴社に帰責事由が存する場合に貴社の損害賠償責任の全部を免除する趣旨と解されます。

本条項1は、「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」及び「消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項」として消費者契約法第8条第1項第1号及び同条同項第3号が適用されるものと思料致しますので、本書のとおり請求します。

2 請求の趣旨第2項について

貴社が会員に対して提供する役務は「結婚を希望する者への異性の紹介」（特定商取引に関する法律（以下「特商法」といいます。）施行令別表第四の第一欄六）に該当するため、同役務を目的とする契約は全て特定継続的役務提供契約に該当し、貴社は特定継続的役務提供事業者として特商法第41条ないし第50条の規制を受けます。

契約条項第17条（クーリング・オフ）の柱書（以下「本条項2(1)」といいます。）は、クーリング・オフ期間の始期を「契約日」としており、契約日が「乙が第5条第2項の入会申込身上書を提出した日を入会契約日とします。」（契約条項第7条第1項）と定義づけられていることから、入会申込身上書を提出した日から8日間の経過によりクーリング・オフの権利を行使できなくなると規定しています。また、「クーリング・オフのお知らせ」のうち第1項（以下「本条項2(2)」といいます。）においても「入会申込身上書記入日を含む8日間を経過するまで」と規定しています。

本条項2(1)及び本条項2(2)は、いずれも「第42条第2項又は第3項の書面を受領した日から起算して8日を経過したとき」（特商法第48条第1項）との規定に反して、入会申込身上書を提出した日をクーリング・オフ期間の始期とするものです。本条項2(1)及び本条項2(2)によれば、特定商取引法第48条第1項よりもクーリング・オフの権利行使期間が早く消滅することとなり、特定継続的役務提供受領者（消費者）に不利なものであることから、特商法第48条第8項に

照らして無効となるものと思料いたしますので、本書のとおり請求します。

3 請求の趣旨第3項について

上記2において既に指摘したとおり、貴社は特定継続的役務提供事業者として特商法第41条ないし第50条の規制を受けます。

契約条項第18条（中途解約）第2項（以下「本条項3」といいます。）は、貴社契約者が貴社との間の契約を役務提供開始後に中途解約する場合に「①入会金を契約期間で期間按分し算出した、経過月数分の費用。②「契約の締結及び履行の為通常要する費用」として政令で定められた初期費用（3万円）。③解約によって通常生ずる損害額として政令で定める額（2万円又は確定した契約残金の20%相当額のいずれか低い額）。」の合計額を入会金から差引いた額を貴社契約者に返還する、即ち上記①ないし③の合計額を損害賠償額の予定又は違約金として貴社契約者に負担させるものと規定しています。

本条項3のうち、上記①は特商法第49条第2項第1号イに、上記③は同号ロにそれぞれ対応しますが、上記②は特商法第49条第2項第1号に定めのない損害賠償額の予定又は違約金の定めとなります。本条項3は、特商法第49条第2項第1号の定めより過大な負担を貴社契約者に課すものですから、特商法第49条第7項に照らして無効となるものと思料いたしますので、本書のとおり請求します。

第4 訴えを提起する予定の裁判所 さいたま地方裁判所

以上